

指定項目についての「総量規制基準に  
係る業種その他の区分及びその区分ご  
との範囲」を定める環境省告示

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物語可



(号外)  
独立行政法人國立印刷局

〔告示〕

目次

○ 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（環境一二三四）

○ 窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（同一一二三五）

○ りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（同一二三六）

器  
項

裁判所  
破産關係

卷之三

二三

۱۷۰

六

## COD 化学的酸素要求量

告

○環境省告示第百三十四号

水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年通商産業省令第二号）第一条の五第三項の規定に基づき、  
化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲を次のように定め、化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成十三年十二月環境省告示第七十四号）は、廃止する。ただし、都道府県知事が定める日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係るCe、Cco、Cci及びCcjの値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲については、この告示後定められることとなる総量削減基本方針における目標年度の前年度末までの間は、なお前掲のとおりとする。

一 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分との範囲  
この告示で使用する用語は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第二百三十八号）で使用する用語  
の例による。

水質汚濁防止法施行規則（以下「規則」という）第一条の五第三項の環境大臣が定める業種その他の区分は、指定地域内事業場のうち、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号。以下「令」という。）別表第二第一号及び第二号に掲げる区域内に設置されるもの並びに環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成五年政令第三百七十一号）別表第二号ハに掲げる水域（以下「大阪湾」という。）及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあつては別表第一、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項に規定する区域内に設置されるものであつて大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するもの以外のものに係るものにあつては別表第一のそれぞれ第二欄に掲げるとおりとする。この場合において、工場又は事業場に係る汚水又は廢液を処理する事業場は、当該工場又は事業場の属する業種その他の区分に属するものとする。

規則第一条の五第三項の環境大臣が定める範囲は、指定地域内事業場のうち、令別表第二第一号及び第二号に掲げる区域内に設置されるもの並びに大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあっては別表第一、瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項に規定する区域内に設置されるものであつて大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するもの以外のものに係るものにあっては別表第一のそれぞれ第一欄に掲げる業種その他の区分ごとに、C<sub>c</sub>及びC<sub>co</sub>の値に係るものにあってはそれぞれ第三欄(1)の(イ)に掲げる値以上(単位)に掲げる値以下とし、C<sub>ci</sub>の値に係るものにあってはそれぞれ第三欄(2)の(イ)に掲げる値以上(単位)に掲げる値以下とし、C<sub>oj</sub>の値に係るものにあってはそれぞれ第三欄(3)の(イ)に掲げる値以上(単位)に掲げる値以下とする。ただし、工場又は事業場に係る汚水又は廢液を処理する事業場に係る場合であつて、当該工場又は事業場の属する業種その他の区分ごとの別表第一又は別表第二のそれぞれ第三欄に掲げる値の範囲内においては、C<sub>c</sub>、C<sub>co</sub>、C<sub>ci</sub>及びC<sub>oj</sub>の値を定めることが適当でないと認められ、かつ、都道府県知事が当該工場又は事業場及び当該事業場につきC<sub>c</sub>、C<sub>co</sub>、C<sub>ci</sub>及びC<sub>oj</sub>の値を別に定めたときは、この限りではない。

別表第

一六	野菜漬物製造業	四〇	八〇	四〇	六〇	二〇	四〇
一七	味噌製造業	七〇	八〇	七〇	八〇	三〇	五〇
一八	うすよう油・食用アミノ酸製造業	七〇	八〇	七〇	八〇	四〇	五〇
一九	うます味調味料製造	一〇	三〇	一〇	三〇	一〇	三〇
二〇	ソース製造業	三〇	四〇	三〇	四〇	三〇	四〇
二一	食酢製造業	四〇	六〇	四〇	五〇	三〇	四〇
二二	砂糖精製業	四〇	八〇	四〇	六〇	三〇	四〇
二三	ぶどう糖・異性化糖・水あめの製造業	五〇	九〇	五〇	六〇	三〇	四〇
二四	小麦粉製造業	三〇	四〇	三〇	四〇	三〇	四〇
二五	パン製造業	三〇	五〇	三〇	四〇	二〇	三〇
二六	生菓子製造業	四〇	六〇	四〇	五〇	三〇	四〇
二七	ビスケット類・干菓子製造業	四〇	五〇	四〇	五〇	三〇	四〇
二八	米菓製造業	四〇	六〇	四〇	四〇	三〇	五〇
二九	植物油脂製造業	四〇	五〇	四〇	三〇	四〇	五〇
三〇	動物油脂製造業	四〇	六〇	四〇	五〇	三〇	四〇
三一	食用油脂加工業	四〇	五〇	四〇	五〇	三〇	四〇
三二	ふくらし粉・その他(酵母)製造業	五〇	六〇	五〇	六〇	四〇	五〇
三三	めん類製造業	五〇	六〇	五〇	六〇	四〇	五〇
三四	豆腐・油揚製造業	三〇	七〇	三〇	四〇	三〇	四〇
三五	あん類製造業	五〇	六〇	五〇	六〇	四〇	五〇
三六	業冷凍調理食品製造	六〇	七〇	六〇	七〇	五〇	六〇
三七	豆腐・油揚製造業	三〇	六〇	三〇	四〇	三〇	四〇
三八	あん類製造業	六〇	七〇	六〇	七〇	五〇	六〇
三九	業冷凍調理食品製造	五〇	六〇	五〇	六〇	四〇	五〇



八二	八一	八〇	七九	七八	七七	七六
さエラ製紙パ ラ程フ造製ル し、ト業造ブ ク前バで業製 ラエルさ又造 フ程フらは業、 の製し板、 パ未造ク紙洋	の(次工ラ造製ル を次工ラ造製ル 除項程フ業造ブ くにトで業製 ペ掲係バ未又造 る工ミの製ミムルし、ドさ又造 も程カ未造ケゴブケ前バらは業、 のをルさミ又製ミエルし板、 含パラ程カは造グ程ブケ紙洋	むルし、ルさエラの製ミ製紙バ ブセ前バラ程ン未造グ造製ル に製ミエルし、ドさエラ業造ブ 係造ケ程アセ含パラ程ンで業製 の(造ケ又ドさは業、 除項程カ未ルし紙洋	くにルさブケ製紙バ ン掲係バラ製ミ造製ル にルはペアブ業造ブ るもブセエラで業製 もの製ミ程ン未又造 の(造ケ又ドさは業、 除項程カ未ルし紙洋	エニ程ンリバ製紙バ 程カ又ドフル造製ル にルはペアブ業造ブ るもブセエラで業製 るル、ブナ造グ又造 もブモ製、エラは業、 の製メ造グ程ン板 造カエラ、ト紙洋	程イ製紙バ にト造製ル 係バ業製 るル、又造 もブサは業、 の製ルは業、 造フ板 造カエラ、ト紙洋	もブ製紙バ の製造製ル 造業造ブ 工で業製 程溶又造 に解は業、 係バ板 るル紙洋
七〇	六〇	八〇	七〇	五〇	六〇	七〇
一〇〇	七〇	九〇	八〇	六〇	七〇	八〇
七〇	五〇	八〇	七〇	五〇	六〇	七〇
一〇〇	六〇	九〇	八〇	六〇	七〇	八〇
六〇	四〇	八〇	七〇	五〇	六〇	六〇
七〇	五〇	九〇	八〇	六〇	七〇	七〇
とびてしら精 す(3)はて る(4)、い型工 の第る洗程 値三も淨に は橋の機お (1)にをい 八付あ使て 〇及つ用下						

八九	八八	八七	八六	八五	八四	八三
業機 械す き和 紙製 造	工製紙バ 程造製ル に業造ア 係で業製 る板又造 も紙は業、 の製板、 造紙洋	の(工製紙バ を前程造製ル 除項程に業造ア くに係、 掲げる紙は業、 も製板、 の造紙洋	る有バサンリグ造原ニブナバ製紙バ ジスル、ドフル工料カ又、ル造製ル にブモバアン程とルはグブ業造ブ 係もも製メルイド、(スバサラ、で業製 るも造カナルナバ前るルトシリグ又造 の工ニブ、ル工洋ブモドフラは業、 のに程カ又グブ程紙をメバアン板 限をルはラ、の製主カルイド紙洋	の製原古製紙バ 造料紙造製ル 工と以業造ブ 程す外で業製 るの木又造 係解工を脱で業製 る工程行イ古又造 も程ヘウン紙は業、 るルの又板、 もブをは紙洋	む程ブは料製紙バ の製漂と造製ル に離造白し業造ブ 係解工を脱で業製 る工程行イ古又造 も程ヘウン紙は業、 のを前バキを板 含エル又原紙洋	の(造料製紙バ を次工と造製ル 除項程す業造ブ くに係、 掲るル紙は業、 もブを板 の製原紙洋
六〇	四〇	三〇	五〇	一〇〇	九〇	六〇
八〇	六〇	四〇	六〇	一一〇	一二〇	七〇
六〇	四〇	二〇	四〇	一〇〇	九〇	六〇
八〇	六〇	三〇	五〇	一一〇	一〇〇	七〇
六〇	四〇	二〇	四〇	七〇	八〇	五〇
八〇	五〇	三〇	五〇	八〇	九〇	六〇
すぞびはす るれ(2)、る 一の三の 〇値欄に工 九、(1)つを 〇そ(4)つを とれ及て有						

二 一	二 〇		一〇九				
係チ品石 る、製油 もク造化 の製業学 造で系 工ブ基 程ラ基礎 にス製	に有間品石 係機物製油 る顧・造化 も料合業学 の製成で系 造染環基 工料式基礎 程・中製	に系品石 係中製油 る間造化 も物製で系 造脂基 工肪基礎 程族製					
三 〇	五 〇		六〇				
四 〇	六 〇		九〇				
二 〇	五 〇		六〇				
三 〇	六 〇		八〇				
二 〇	三 〇		四〇				
三 〇	四 〇		五〇				
七八の値あ樹ンニトメ ○○順はつ脂・ト樹チ 、序、のスリ脂ル 八七にそは、製レ、はタ 〇〇従れ、と、いぞ第 す八、れ第工共タクリ る。〇〇欄のに合エロ ー	一〇九欄のに料合 九、〇の値あ中成 〇二、順はつ間染 と〇二序、て物料 す〇〇にそは、又 る。〇〇従れ、製 八、一、れ三工成 〇、九一同欄程染	(二) ○〇〇い同のあり と、欄値つドは用塩 す——の、はて製セ る。三三四順そ 、、、序れ第工ル ——にぞ三程ヒ 五五五従れ欄にド	(二) 八〇い同のあヒ又を 〇、欄値つドは用塩 九、一のはての、い素 九〇〇順そ 〇、序れ第工ル と九、一にぞ三程ヒ 五五五従れ欄にド	(二) 一二二従ぞ三程排 〇〇〇いれ欄に水青 と、同のあを酸 九一一の、は、製セた化 九〇〇順そ 〇、序れ第工ル と九、一にぞ三程ヒ 五五五従れ欄にド	(二) 八〇〇いれ欄に水青 と、同のあを酸 九一一の、は、製セた化 九〇〇順そ 〇、序れ第工ル と九、一にぞ三程ヒ 五五五従れ欄にド	(二) 五六序そは造程酸 〇〇にれ、工を化希 、従ぞ三程有硫 六五いれ欄に黄酸 〇〇、同の、有硫洗よ ど、五欄値つ清淨る る。〇、順	(二)

一一五	一一四		一 一 三
造脂業肪族系中間物製	も前号品石の項一製油をま〇造化除で九業學くにの(～)掲項整基げか理確るら番製	除成ク工料中物程学品石くゴ製程・間製へ工製油ム造「有物造脂業造化に製工ブ機・工肪製業學係造程ラ顔合・程族品で系る工及ス料合・系製有基も程びチ製成環中造機體のを合ツ造染式間工化製	も品石の製製油造化工業で系に合基係成基るゴ製
六〇	六〇		五〇
七〇	七〇		六〇
六〇	四〇		五〇
七〇	五〇		六〇
五〇	四〇		五〇
六〇	五〇		六〇
(二)		(二)	
る八〇い同のあヒ又を〇、欄値つドは用塩〇〇〇いれ欄に水青〇〇〇のあを酸と、同のあを酸すす一二二欄値つ排説する九一ーのはて出導〇〇〇順、はす品〇〇〇序そ、序そ、と〇、一從れ欄にデン媒すす、一從れ欄にデン媒	一二四從ぞ三程排〇〇〇いれ欄に水青〇〇〇のあを酸と、同のあを酸すす一二二欄値つ排説する九一ーのはて出導〇〇〇順、はす品〇〇〇序そ、序そ、と〇、一從れ欄にデン媒すす、一從れ欄にデン媒	一一二序そは造七九九にれ工有〇〇〇從ぞ三程農〇〇〇と、いれ欄に水青〇〇〇のあを酸とすす一二二欄値つ排説する九一ーのはて出導〇〇〇順、はす品〇〇〇序そ、序そ、と〇、一從れ欄にデン媒すす、一從れ欄にデン媒	(二)
(二)		(二)	
る三三三のはてム〇〇〇順、は製ク〇〇〇いれ欄に合乳〇〇〇のあを酸とすす一二二欄値つ排説する九一ーのはて出導〇〇〇順、はす品〇〇〇序そ、序そ、と〇、一從れ欄にデン媒すす、一從れ欄にデン媒	二二二序そは造七七八にれ第工有〇〇〇從ぞ三程機〇〇〇と、いれ欄に水青〇〇〇のあを酸とすす一二二欄値つ排説する九一ーのはて出導〇〇〇順、はす品〇〇〇序そ、序そ、と〇、一從れ欄にデン媒すす、一從れ欄にデン媒	六五從ぞ三程る〇〇〇順、は製ク〇〇〇いれ欄に合乳〇〇〇のあを酸とすす一二二欄値つ排説する九一ーのはて出導〇〇〇順、はす品〇〇〇序そ、序そ、と〇、一從れ欄にデン媒すす、一從れ欄にデン媒	(二)

二二〇	二二九	二二八	二二七	二二六		二二五	二二四	二二三	二二二		
印刷インキ製造業	塗料製造業	界面活性剤の前面活用を除く)掲げる製造業	石けん・合成洗剤	脂肪酸セリ・硬脂酸セリ・合成油	合成繊維製造業	レーヨン・アセテート製造業	レーヨン・アセテートの製造業	レーヨンの製造業	一製有機化合物の(整理工業)に係るものの項を除く)掲げる製品も前号品		
四〇	四〇	四〇	一〇	四〇	三〇	三〇	五〇		五〇		
五〇	五〇	五〇	一〇	五〇	四〇	四〇	六〇		九〇		
四〇	四〇	四〇	一〇	四〇	一〇	三〇	三〇		五〇		
五〇	五〇	五〇	一五	五〇	三〇	四〇	四〇		九〇		
三〇	四〇	四〇	一〇	三〇	一〇	二〇	二〇		五〇		
四〇	五〇	五〇	一五	四〇	三〇	四〇	三〇		八〇		
					○○、いれ三工ア とす五六欄の値をクリ る。○○の値は、つ 順序そは、繊維製 三四從ぞ第造			(二) 一二二序そは造 七一四にれ、工有機 ○○○從ぞ三程農 とす一一同欄の値は、 る。○○○の順	一二二序そは造 八八九にれ、工有機 ○○○從ぞ三程農 とす一一同欄の値は、 る。○○○の順	(二) る三三三のはてム ○○○順、は製ク 序そ 一一にれ第工ロ 四四四從ぞ三程ブ ○○○いれ欄にレ とす一一欄値つゴ	

一四七	一四六	一四五	一四五	一四三	一四二	一四〇	一三九	一三八	一三七	一三六	一三五	一三四	一三三	一三二	一三一	一三		
石油精製業	石油精製業	前号化学工業の項を除く)掲げる番	イオノ交換樹脂製	材天然樹脂製品製造業木	業写真感光材料製造	造業ゼラチン・接着剤	品の化粧品・化粧品の他製造業	香料製造業	農業製造業	火薬類製造業	業動物用医薬品製造	生業漢方製剤製	生物學的製剤製造	医薬品製剤製造	製造業	医薬品原薬・製剤		
一〇	四〇	一七〇	四〇	一〇	二〇	三〇	三〇	三〇	三〇	二〇	六〇	三〇	三〇	三〇	三〇	七〇	一〇〇	
三〇	七〇	一八〇	五〇	一五	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	三〇	七〇	三〇	四〇	三〇	三〇	八〇	七〇	
一〇	四〇	一七〇	四〇	一〇	二〇	三〇	三〇	三〇	三〇	二〇	六〇	三〇	三〇	三〇	三〇	九〇	九〇	
三〇	五〇	一八〇	五〇	一五	三〇	四〇	四〇	四〇	四〇	三〇	七〇	三〇	三〇	三〇	三〇	六〇	六〇	
一〇	四〇	一三〇	四〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	二〇	五〇	二〇	三〇	三〇	三〇	四〇	七〇	
三〇	五〇	一四〇	五〇	一五	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	六〇	三〇	三〇	三〇	三〇			
四三にそはす潤滑油の(工程を有するものにあつて有する。○○欄の値は、 四三同欄の値は、 三四順序)																とそ(3)に平成八 すれい(1)あ特定 るぞ及びて設施年 七〇(2)は設九月 〇、値係第三工日 九〇は、欄量前		



二一四	宿泊業	飲食店	弁当業 並 製造業	当社出屋又は 弁	う規号九給共 定年食法調 す第法理場 る五律昭和 施設の百和 設を(二六二)学校 いに十校	二二〇 空瓶卸売業	二二一	二二〇	二〇九 下水道業	二〇八 ガス製造工場	二〇七 精密機械器具製造	二〇六 造輪業	二〇五 業電気通信機器業 の(イ)ス電子機器部品 業機器を・製品を・ 信を・製品を含デ造報する	
五〇		五〇	五〇			三〇	三〇			一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
七〇		七〇	八〇			四〇	四〇			六〇	三〇	二五	三〇	三〇
四〇		四〇	四〇			三〇	二〇			二〇	二〇	一〇	一〇	一〇
六〇		六〇	六〇			四〇	三〇			四〇	三〇	一五	三〇	三〇
三〇		三〇	三〇			一〇	一〇			一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
四〇		四〇	五〇			三〇	三〇			四〇	三〇	一五	三〇	三〇
る(ロ)(2)三も屎以平 °の(イ)欄の淨後成 値及のに化に十 はび(1)あ槽設八 (ロ)(1)つを置年二 三並及て使さ 〇びびは用れ月 とに(ロ)する一 す(3)第るし日	る(ロ)(2)三も屎以平 °の(イ)欄の淨後成 値及のに化に十 はび(1)あ槽設八 (ロ)(1)つを置年二 三並及て使さ 〇びびは用れ月 とに(ロ)する一 す(3)第るし日								す三一同欄のりと る〇〇欄のりとで水他 る〇〇欄のりとで下 の値あ水で水る処れ活 一三順はつをきを方 〇〇序て処る処法す同汚 にそは理方理より程泥 三一従れ、す法すりこ度法 〇〇いぞ第るるに高と と、れ三もよこ度が下の					

二二五	二二六	二二七	二二八	二二九	二三〇	二三一
の五た方表三三和基し に○処法に一百二準尿 限一理に規ニ三十法淨 る人対よ定条十五施化 づ以象りす第八年行權 上人算る一号政令(一 の員定算項一令(建 もがし定の第第昭築	自動車整備業	写真業 ・焼付 (写真業を含む)	像写業 (前項に掲 げ洗るものを除く。)	リネンサプライ業	病院	
	三〇	三〇	一〇	六〇	四〇	四〇
	七〇	六〇	三〇	八〇	六〇	六〇
	三〇	三〇	二〇	六〇	四〇	四〇
	五〇	四〇	三〇	七〇	五〇	五〇
	三〇	三〇	一〇	六〇	三〇	三〇
	五〇	四〇	三〇	七〇	四〇	四〇
(四)は(2)はれ一 〔四〕、第る日平 三及三も以成 〇び欄にに後十八 と〔3〕のあ設年二 するの〔四〕つ置 る値〔四〕てさ月	(三)四一従ぞ三のしでを權をる 〇〇いれ權に尿き處よ有表第 と、同のあをる理りすに二 す四一欄値つ處方す高る定欄 る〇〇のはて理法る度しめに 一四序そ、るよとし淨構定 〇〇にれ第もりが尿化造す	(二)八〇値〔四〕三の適千七て以員定 〇〇は、權に用二月、下がし第二 と八〔2〕のあさ百建昭の五た二 す〇〇そ〔1〕つれ九設和も、処權 る。、れ及〔1〕てる十省五の〇理に 。四ぞび〔4〕は前二告十で〇對よ 〇れ〔四〕及、の号示五あ〇象り 〇のあ〇象りと〔1〕つ人人算	(一)す(4)て以員定 るのは下がし第二 。値〔四〕の五た二 は第も、処權 三の〇理に 四欄に〇對よ 〇のあ〇象り と〔1〕つ人人算	とび三も尿以平 す〔3〕欄の淨後成 る〔四〕の化に十八 。の〔1〕あ權設八 値〔四〕つを使半 は、て使さ二月 〔2〕は用れ月 三〔四〕する一 〇及第るし日		

二 二 三			二 二 三	
を淨化尿処理業者(しのう)		る人○処法に十基し づ以一理に規ニ準用 下人対よ定条法淨 の以象りす第施化 も上人算る一行權 の五昌定算項令(に に○がし定の第建 限○二た方表三築		
四〇			五〇	
六〇			八〇	
三〇			五〇	
五〇			八〇	
二〇			三〇	
四〇			六〇	
(三)	(二)	(一)	(二)	(一)
る理り法汚式好 方す高を泥酸氣嫌 法る度加法化性氣 にこにえに法消性 よどした凝又化消 りが尿方集は法化 しでを法処活、法 尿き處よ理性湿	六はのあ置月 ○(2)つさ三昭 そ(1)てれ十和六 とれそ及はた以十 ぞひ(1)つ前二 四の三に年 ○(2)第も前二 ○(1)つ未量 す(1)て瀧が	るのはの三、日 値も第の〇平 は三に〇排 五欄のあ 〇と(1)つ未量 す(1)て瀧が	は向)及はれ一 並び、る日平 三び(1)第も以成 〇に、三の後十 と(3)(2)欄にに八 す(1)のあ設年 るの及(1)つ置二 。値び(1)てさ月	八七いれ欄に用二月 〇〇、同のあさ百建昭 と、七欄値つれ九設和 と九〇のはてる十省五 る〇、順は前二号示五 、九序そ、の号示五 四〇にれ第もが年第 〇、従ぞ三の適千七

二二三	二二四	二二五	二二六	二二七	二二八	二二九	二二一〇	二二一	二二二
整理番号二の項 から前項までに分 類か	のみ処理業	廃油処理業	産業廃棄物処理業 (前項に除く。)	のを除く。	と畜場	地方卸売市場	中央卸売市場	第一規 則第一條の二各号規 定に掲げるもの	試験研究機関(規 定に掲げるもの)
一〇	一〇	一〇	一〇	四〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一一〇	一〇	五〇	一〇	三〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一〇	九〇	一〇	一〇	六〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
九〇	一〇	五五	一〇	四〇	一〇	三〇	一〇	一〇	一〇
九〇	九〇	一〇	一〇	五〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇

と五は(イ)のあを  
す○並(1)つ処理  
る。れに及はす  
○、れ(3)び、る  
一(イ)(ロ)第も  
の、三の  
一○、値(2)欄に

N  
(空素含有量)

○環境省告示第百三十五号

本質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年通商産業省令第一号）第一条の六第三項の規定に基づき、窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲を次のように定め、窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成十三年十二月環境省告示第七十五号）は、廃止する。ただし、都道府県知事が定める日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係る  $C_{NO}$   $C_{NO}$  及び  $C_{NH}$  の値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲については、この告示後定められることとなる総量規制基準基本方針における目標年度の前年度末までの間は、なお従前のとおりとする。

環境大臣 若林 正俊

二　水質汚濁防止法施行規則（以下「規則」という。第一条の六第三項の環境大臣が定める業種その他の区分は、指定地域内事業場のうち、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第八十八号）以下「令」という。別表第二第一号及び第二号に掲げる区域内に設置されるもの並びに環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成五年政令第三百七十一号）別表第二号ハに掲げる水域（以下「大阪湾」という。及びこれに流入する公共用水域に排出するものに係るものにあつては別表第一、令別表第一第三号に掲げる区域内に設置されるものであつて大阪湾及びこのにあつては別表第一、令別表第一第三号に掲げる区域に係るものにあつては別表第一のそれ

それに流入する公共用水域に排出水を排放するもの以外の工場は、工場又は事業場に係る污水又は廃液を処理せしめ第一欄に掲げるどおりとする。この場合において、工場又は事業場に係る污水又は廃液を処理せしめ第一欄に掲げるどおりとする。

のにあつては別表第一、令別表第二第三号に掲げる区域内に設置されるものであつて大阪湾及び  
兵庫県の海岸に沿うるいりどりの港に係るものであつては別表第一のそれ

あつてはそれぞれ第三欄(1)の(4)に掲げる値以上(5)に掲げる値以下とし、  
Cniの値に係るものにあつてはそれ第三欄(2)の(4)に掲げる値以上(5)に掲げる値以下とする。ただし、工場又は事業場に係る場合  
はそれぞれ第三欄(2)の(4)に掲げる値以上(5)に掲げる値以下とする。ただし、工場又は事業場に係る場合  
汚水又は廢液を処理する事業場に係る場合であつて、当該工場又は事業場の属する業種その他の区分  
汚水又は廢液を処理する事業場に係る場合であつて、当該工場又は事業場の属する業種その他の区分  
分ごとの別表第一又は別表第二のそれぞれ第三欄に掲げる値の範囲内においてCp、  
Cno及びCniの値を  
定めることが適当でないと認められ、かつ、都道府県知事が当該工場又は事業場及び当該事業場に  
つきCn、  
Cno及び  
Cniの値を別に定めたときは、この限りではない。

別表2 略

別表第三

番号	整理業種その他の区分	蓄素含有量		備考
		(1)	(2)	
一九	うま味調味料製造	一一〇	一一〇	
一八	しょゆ・醤油製造業	一五	一五	
一七	味噌・醸造業	一五	一五	
一六	野菜漬物製造業	一五	一五	
一五	品詰野菜缶詰・農産保育料缶詰・果実缶詰	一五	一五	
一四	水産製造業	一五	一五	
一三	冷凍水産食品製造業	一五	一五	
一二	水産加工業	一五	一五	
一一	水産加工業	一五	一五	
一〇	魚肉ハム・ソーセージ製造業	一〇	一〇	
九	寒天製造業	一〇	一〇	
八	水産缶詰・瓶詰製造業	一〇	一〇	
七	畜産(前二項に掲げるものを除く)食料品製造業	一〇	一〇	
六	乳製品製造業	一五	一五	
五	肉製品製造業	一五	一五	
四	非金属鉱業	一〇	一五	
三	天然ガス鉱業	六〇	一五〇	
二	畜産農業	六〇	一〇〇	
一九	畜種その他の区分	(1)	(2)	

六〇	五九	五八	五七	五五	五一	五〇	四九	四八	四七	四六	四五	四四
含帶(ム)加織 む(ム)加染工 維(ム)工色染工 に處整色業 係理整で る工工理織 も程程工物 のを付程手	の(ム)含帶(ム) 械織 を前む加染工 維(ム)工色染工 くに處整色業 係理整で る工工理織 も程程工物 のを付程手	う工色理て整加漂(ム) 機織 も(ム)処整工行理工白の機織 のを理理程わ工そ り染工 合工工(ム)れ程のシ抜色業 む程程以るに他ルき整で 。付下加付のケ 理毛 にと帶(ム)工帶染シ精工織 係い加染處し色ト練程物	工織 程に工 係る業 る工 も(ム)麻 の製織	工以係るる号織 程下の他も(ム)の一工 に同もの織び項(ム)を維衣に整 るも(ム)除製衣に整 の整く品服掲理 毛。にそげ番	糸生糸 精練業 を含む。 たばこ製造業	有機質肥料 飼料製造業	配合飼料 製造業	ヒンスタント コー	造蒸留酒・混成酒製	清酒製造業		
二〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
三〇	三〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一〇	一五	一五	一五	一五	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一五	一五	一〇
	る〇(1)あ織 八はびて物 〇(2)は擦 そ並 五ねび第工 五ぞに三工 どれ(2)欄 す六〇(1)に											

七七	七六	七五	七一	六九	六八	六七	六六	六五	六四	六三	六二	六一
程イ製紙パ にト造製ル 係パ業造ブ るルで業製 もブサ又造 の製ルは業 造フ板工ア紙洋	もブ製紙パ の製造製ル 造業造ブ 工で業製 程溶又造 に解は業 係パ板工 るル紙洋	木材 薬品 処理業	ボ又材合 ドバ造製 製工業造 造テイ業 製業又 業は木	材一般 チ製材 製業	除彙号織 くに五維 掲げの業 る項(ム)整 らむかの理 を前番	に衛織 係生織 る材工業 も料製 業で織 工維 程製	にしし織 係る織工 業の製及 び上工塗 程水り	もト織 の製織 工業で 程にフエ ル	の製織 工業で 程に不織 も布	品織 も(ム)工 染工業 に処整 理で織 程程工 のを付程 難	る工工理工 ト織 のを付程 染工業 含帶(ム) も(ム)工 染工業 に処整 色染 理整ツ も(ム)工 程程工 のを付程 難	のを付程 維織 含帶(ム) も(ム)工 色染工業 に処整 色染 理整ツ も(ム)工 程程工 のを付程 難
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一五	一〇	一〇	一五	一〇	一〇	一〇	一五
一五	一五	三〇	一五	三〇	二五	三〇	三〇	一五	三〇	三〇	三〇	一五
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一五	一五	一五	一〇	一五	一〇	一五	一五	一〇	一〇	一〇	一〇	一五

八三	八二	八一	八〇	七九	七八
の(造料製紙パ を次工と造製ル 除項程す業製ブ くににるで業製 。掲係バ古又造 けるル紙は業、 るもブを板 もの製原紙洋	むルさエラ製紙パ 。ブら程フ造製ル に製し(ト業造ブ 係造ク前パで業製 るエラエルさ又造 も程フ程ブらは業、 のをトの製し板 含ペ未造ク紙洋	の(造ク製紙パ を次工ラ造製ル 除項程フ業造ブ くににトで業製 。掲係バ未又造 けるル紙は業、 るもブラ板 もの製し紙洋	むルし(ルさエラの製ミ製紙パ 。ブセ前パラ程ン未造グ造製ル に製ミエルしをドさエラ業造ブ 係造ケ程ブセ含ペラ程ンで業製 るエミの製ミむルし(ドさ又造 も程カ未造ケ。ブケ前パラは業 のをルさエミ又製ミエルし板 含ペラ程カは造グ程ブケ紙洋	くにルさブケ製紙パ 。掲係パラ製ミ造製ル るもブセエラで業製 もの製ミ程ン未又造 の(造ケ又ドさは業、 を次工ミはペラ板 除項程カ未ルし紙洋	工ニ程ンリバ製紙パ 程カ又ドフル造製ル にルはバアブ業製 係バサルイ製で業製 るルイブナ造グ又造 もブモ製エラは業、 の製メ造グ程ン板 造カエラ、ド紙洋
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一五	一五	一五	一五	一五	一五
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一五	一五	一五	一五	一五	一五



一一五	一一四	一一三	一二二	一二一	一二〇		一〇九
造脂 脂肪族 系中間物 製	も前号品石の項一工料を除で九業学くにのへ系じ掲項整か理基づけから番製	除成ク工料中物程学品石くゴ製程・間製、工製化ふム造有物造脂業造化に製工ノ機、工肪製業学係造程ラ顔、程族品で系工及ス料合、系製成環中造機謹も程びチ子製成環中造機謹のを合ツ造染式間工化製	石油品の石子シク製造工化學程で系工程に合成環基礎工程にスラ製	石油品の石子シク製造工化學程で系工程に合成環基礎工程にスラ製	石油品の石子シク製造工化學程で系工程に合成環基礎工程・中製		品石に有機物製油顏・調合物の製成で系工造脂基礎工程族製
一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五
三五	三五	四〇	二五	六〇	三〇	六〇	六〇
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一五	一〇	一五	一五	一五	一五	一五	一五
(二) 五七從ぞ三程排 ○五いれ欄に水を用する。○○同のあを排説す。○三欄の値は、三欄の順序は、それ第三の順序は、す。○○順序そとす。○二にれ第工有	(一) 合物を原素又はそのあつて使う。○四欄の順序は、それ第三の順序は、す。○二にれ第工有	五の第るを窒素を原素又はそのあつて使う。○三欄の値は、(1)と(2)は、す。○三欄の値は、(1)と(2)は、す。	四〇欄の値は、(1)と(2)は、す。○三欄の値は、(1)と(2)は、す。○三欄の値は、(1)と(2)は、す。	の第るを窒素を原素又はそのあつて使う。○三欄の値は、(1)と(2)は、す。○三欄の値は、(1)と(2)は、す。	の第るを窒素を原素又はそのあつて使う。○三欄の値は、(1)と(2)は、す。○三欄の値は、(1)と(2)は、す。	の第るを窒素を原素又はそのあつて使う。○三欄の値は、(1)と(2)は、す。○三欄の値は、(1)と(2)は、す。	四いぞ第るを窒素を原素又はそのあつて使う。○三欄の値は、(1)と(2)は、す。○三欄の値は、(1)と(2)は、す。



一五六	一五七	一五八	一五九	一六〇	一六一	一六二	一六三	一六四	一六五	一六六	一六七	一六八	一六九	一七〇	一七一	一七三
板ガラス製造業	ガラス加工業	ガラス製造業	ガラス器具製造業	理化学用・医療用	卓上用・ちゅう	ガラス製造業	ガラス織維・同製織	ガラス織維・同製織	ガラス織維・同製織	ガラス織業	業セメント・同製品	黒鉛電極製造業	碎石製造業	処理業	うわ薬製造業	高炉による製鉄業
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一七二
一〇	一五	一五	一五	一五	一〇	一五	一五	一五	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一七〇
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一六九
一五	一五	一〇	一〇	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一六八

○五従ぞ三程  
○○いれ欄に二  
と、同のあ口  
す三五欄値つ  
る二〇のはてア  
。○○順は製  
序そ造  
四九にれ第丁

一 八 三	一 八 二	一 八 一	一 八 〇	一 七 九	一 七 八	一 七 六	一 七 五
伸 鐵 業	鋼 管 製 造 業	鋼 冷 製 造 業	銅 冷 製 造 業	銅 冷 製 造 業	銅 冷 製 造 業	銅 冷 製 造 業	銅 冷 製 造 業
一 〇	一 五	一 〇	一 〇	一 五	一 五	一 〇	一 五
一 五							
一 〇							
一 五							
六の値あ工ス る五順はつ程テ 。“序”てをン 四にそは有レ 〇従れ“すス “いぞ第る硝 五、れ三も酸 〇五同欄の酸 と五、欄のに洗	六の値あ工ス る五順はつ程テ 。“序”てをン 四にそは有レ 〇従れ“すス “いぞ第る硝 五、れ三も酸 〇五同欄の酸 と五、欄のに洗	六の値あ工ス る五順はつ程テ 。“序”てをン 四にそは有レ 〇従れ“すス “いぞ第る硝 五、れ三も酸 〇五同欄の酸 と五、欄のに洗	六の値あ工ス る五順はつ程テ 。“序”てをン 四にそは有レ 〇従れ“すス “いぞ第る硝 五、れ三も酸 〇五同欄の酸 と五、欄のに洗	一の値あ工ス す〇順はつ程テ 。“序”てをン 四にそは有レ 〇従れ“すス “いぞ第る硝 五、れ三も酸 〇五同欄の酸 と五、欄のに洗	一の値あ工ス す〇順はつ程テ 。“序”てをン 四にそは有レ 〇従れ“すス “いぞ第る硝 五、れ三も酸 〇五同欄の酸 と五、欄のに洗	一の値あ工ス す〇順はつ程テ 。“序”てをン 四にそは有レ 〇従れ“すス “いぞ第る硝 五、れ三も酸 〇五同欄の酸 と五、欄のに洗	一の値あ工ス す〇順はつ程テ 。“序”てをン 四にそは有レ 〇従れ“すス “いぞ第る硝 五、れ三も酸 〇五同欄の酸 と五、欄のに洗

二〇〇	電気めつき業	二〇一	非鉄金属製造業	二〇二	金属製品製造業 の前項に掲げるも	二〇三	
一〇		一五		一五		一五	
三〇		三〇		四〇		四〇	
一〇		一〇		一〇		一〇	
一五		一〇		一〇		一〇	
一〇四	プリント回路製造	一〇三	一般機械器具製造	一〇二	金属製品製造業 の前項に掲げるも	一〇一	
一〇五	もバ業通も業電信の(機械部品を製造する業者を含む)業者から情報を得る業者						

二 一 四	二 二 三	二 一 二	二 一 一	二 一 〇				二 〇 九	二 〇 八	二 〇 七		二 〇 六
宿泊業 飲食店	当製造業 弁当屋又は 弁	規(二)共 う定(一)年食同 す第法調理 する五律(一) 施条第昭場 設の百和(一) (二)をいに十校	空瓶卸売業				下水道業	ガス製造工場	精密機械器具製造		輸送用機械器具製	
一 五	一 五	一 五	一 五	一 〇			一 〇	一 〇	一 〇		一 五	
四 五	六 〇	三 〇	三 〇	三 〇			四 〇	一 五	一 五		三 〇	
一 五	一 〇	一 〇	一 〇	一 〇			一 〇	一 〇	一 〇		一 〇	
三 〇	三 〇	一 五	一 五	一 五			四 〇	一 五	一 五		一 五	
					(二) 六及て理量含 ○びはすに有高 と(2)る受す濃 す(2)第もける度 るの三の入汚の 植欄にれ水塗 は(1)あてを素 (2)つ除多を	(一) す(2)第く理量含 るの三。すに有高處方室り除にの標 値欄に受す濃理 は(1)あける度す “(2)も入汚のよ ニ及てのれ水塗 ○びはをてを素も と(2)除多をの水 中法素程法	五ぞに三工時 とれ(2)欄。程計 す三(2)(1)に る〇の(1)あ 。(2)値及つ 四は(2)欄。計 五(2)は(2)欄 そ並二れび第除造	三はびても処の造自 五、(2)は(2)の理化工動 そ並に施合程車 二れび第限設物、 〇ぞに三るをに室 とれ(2)欄。設よ素付 す二(2)(1)に置る又屬 る〇の(1)あす表は品 。値及つる面そ製				

二 一 五	二 一 四		二 一 三	二 一 二			二 一 一	二 一 〇	二 一 九	二 一 八	二 一 六	二 一 五
廢油処理業 ごみ処理業			を淨し 除化尿 く処理 係業 る(一) もの尿	る人〇処法に十基し 以一理に規二準尿 下人対よ定条法淨 の以象りす第施化 も上人算る一行槽 の五員定算項令(一) に〇がし定の第建 限〇二た方表三築	限一た方表三三和基し る人処法に十百二準尿 以理に規二三十法淨 上人よ定条十五施化 の員りす第八年行槽 もが算る一号政令(一) の五定算項令(一)建 に〇し定の第第昭築	病院	自動車整備業	む 写真業 焼付 業を現	げる もの(前 除く。 )掲	リネンサブ ライ業		
一 〇	一 〇		一 〇	一 〇			一 〇	一 五	一 〇	一 五	一 〇	一 〇
三 〇	三 〇		六 〇	六 〇			六 〇	六 〇	二 五	三 〇	二 五	二 〇
一 〇	一 〇		一 〇	一 〇			一 〇	一 五	一 〇	一 五	一 〇	一 〇
一 五	二 〇		四 〇	五 〇			四 〇	二 五	二 〇	二 五	二 〇	一 五
		とそ(2)あをきを方凝法性嫌 すれ及つ処る処法集又硝氣 るぞびて理方理よ処は化性 れ(2)はす法すり活法硝 五(2)はす(2)に高法性、化 〇の第(2)よこ度を汚湿法 、(2)もりと化泥式、 三は欄のしがしえ法酸好 〇(1)に尿で尿たに化氣	す(2)はす法すり構術第令又第 る(2)るに高造上二第は二 。の第もよこ度のの号三建欄 値三のしがし基に十築に は(1)に尿で尿淨を定条準定 四(2)あをきを化満す第法 〇及とびて理方理よす技項行表	す(2)はす法すり構術第令又第 る(2)るに高造上二第は二 。の第もよこ度のの号三建欄 値三のしがし基に十築に は(1)に尿で尿淨を定条準定 (1)に尿を化満す第法 三(2)あをきを化満す第法 〇及とびて理方理よす技項行表								

二二六 産業廃棄物処理業 (前項に掲げるものを除く。)	一〇	五〇	一〇	四〇
二二七 死亡獣畜取扱業	一五	三五	一五	三五
二二八 と畜場	二五	六〇	一五	二五
二二九 中央卸売市場	一〇	三〇	一五	二五
二三〇 地方卸売市場	一〇	三〇	一五	二五
二三一 試験研究機関(規 則第一条の二各号をい う。)	一〇	三五	一〇	二五
二三二 整理番号二の項か ら前項までに分類か れて掲げるものをい う。)	一〇	六〇	一〇	五〇

(別表 2 略)

三 設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係る  $C_p$ 、 $C_{po}$  及び  $C_{pi}$  の値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲については、「この告示後定められる」とことなる総量削減基本方針における目標年度の前年度末までの間は、なお従前のとおりとする。

平成十八年十月十三日

二 この告示で使用する用語は、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第二百三十九号)で使用する用語の例による。

二 水質汚濁防止法施行規則(以下「規則」という。)第一条の七第三項の環境大臣が定める業種その他は、指定地域内事業場のうち、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第八十八号)以下「令」という。別表第二第一号及び第二号に掲げる区域内に設置されるもの並びに環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令(平成五年政令第三百七十一号)別表第二号ハに掲げる水域(以下「大阪湾」という。)及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあっては別表第一、令別表第一第三号に掲げる区域内に設置されるものであつて大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するもの以外のものにあっては別表第二のそれ第二欄に掲げるとおりとする。この場合において、工場又は事業場に係る汚水又は廃液を処理する事業場は、当該工場又は事業場の属する業種その他の区分に属するものとする。

三 規則第一条の七第三項の範囲は、指定地域内事業場のうち、令別表第二第一号及び第二号に掲げる区域内に設置されるもの並びに大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものにあっては第三欄(1)の(1)に掲げる値以上(2)に掲げる値以下とする。ただし、工場又は事業場に係る汚水又は廃液を処理する事業場に係る場合であつて、当該工場又は事業場の属する業種その他の区分ごとの別表第一又は別表第二のそれぞれ第二欄に掲げる業種その他の区分ごとに、 $C_p$  及び  $C_{po}$  の値に係るものにあってはそれぞれ第三欄(1)の(1)に掲げる値以上(2)に掲げる値以下とし、 $C_{pi}$  の値に係るものにあってはそれぞれ第三欄(2)の(1)に掲げる値以上(2)に掲げる値以下とする。ただし、工場又は事業場に係る汚水又は廃液を処理する事業場に係る場合であつて、当該工場又は事業場の属する業種その他の区分ごとの別表第一又は別表第二のそれぞれ第二欄に掲げる値の範囲内において  $C_p$ 、 $C_{po}$  及び  $C_{pi}$  の値を別に定めたときは、この限りではない。

番号	業種その他の区分	りん含有量(単位 ミリグラムにつき)		備考
		(1)	(2)	
一	畜産農業	八	四〇	
二	天然ガス鉱業	一	一・五	
三	非金属鉱業	一	一・五	
四	肉製品製造業	一	一・五	
五	乳製品製造業	一	一・五	
六	畜産食料品製造業 (前二項に掲げるものを除く。)	一	一・五	
七	水産缶詰・瓶詰製 造業	一	一・五	
八	水産缶詰・瓶詰製 造業	一	一・五	

## P (りん含有量)

○環境省告示第二百三十六号

水質汚濁防止法施行規則(昭和四十六年通商産業省令第二号)第一条の七第三項の規定に基づき、りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲を次のように定め、りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(平成十三年十二月環境省告示第七十六号)は、廃止する。ただし、都道府県知事が定める日以後に特定施設の

環境大臣 若林 正俊  
りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲の例による。

この告示で使用する用語は、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第二百三十九号)で使用する用語の例による。

二 水質汚濁防止法施行規則(以下「規則」という。)第一条の七第三項の環境大臣が定める業種その他の区分は、指定地域内事業場のうち、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第八十八号)以下「令」という。別表第二第一号及び第二号に掲げる区域内に設置されるもの並びに環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令(平成五年政令第三百七十一号)別表第二号ハに掲げる水域(以下「大阪湾」という。)及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあっては別表第一、令別表第一第三号に掲げる区域内に設置されるものであつて大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するもの以外のものにあっては別表第二のそれ第二欄に掲げるとおりとする。この場合において、工場又は事業場に係る汚水又は廃液を処理する事業場は、当該工場又は事業場の属する業種その他の区分に属するものとする。

三 規則第一条の七第三項の範囲は、指定地域内事業場のうち、令別表第二第一号及び第二号に掲げる区域内に設置されるもの並びに大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものにあっては第三欄(1)の(1)に掲げる値以上(2)に掲げる値以下とする。ただし、工場又は事業場に係る汚水又は廃液を処理する事業場に係る場合であつて、当該工場又は事業場の属する業種その他の区分ごとの別表第一又は別表第二のそれぞれ第二欄に掲げる値の範囲内において  $C_p$ 、 $C_{po}$  及び  $C_{pi}$  の値を別に定めたときは、この限りではない。



七 九	七 八	七 七	七 六	七 五	七 一	六 九	六 八	六 七	六 六	六 五
くににルさブケ製紙パ く。掲係バラ製造製ル るるもブセ工ラで業製 もの製ミ程ン未又造 の、一造ヶ又ドさは業 を次工ミはパラ板、 除項程力未ルし紙洋	工ニ程ンリバ製紙パ 程カ又ドフル造製ル るルはパアブ業製造ブ 係バサルイ製で業製 るル一ブナ造造又造 もブモ製工エラは業、 の製メ造グ程ン板、 造カ工ラ、ド紙洋	程イ製紙パ にト業製造 係バサルイ製 るルブナ造造 もブ製フ板、 造ア紙洋	もブ製紙パ の製造製ル 造業造工で業 容又造 係バサルイ製 るル板、 造ア紙洋	木材薬品処理業	合板製造業 造業又は木 材チシブ製材 業を含むも 「ド製造 クム」成	一一般製 材チシブ製材 業又は木 材チシブ製材 業を含むも 「ド製造 クム」成	除項号 号織 く。掲 五五 織工業 る項の かが理 の前番	織 織工業 に係る 物及び の製造 工防程 程製	織 織工業 に係る 物及び の製造 工防程 程製	も ト織工 業でフ ユエ 工程に 係る
一	一	一	一	二	一	二	一	一	二	一
一 ・ 五		一 ・ 五	一 ・ 五	三	一 ・ 五	三	三 ・ 五	三 ・ 五	二	一 ・ 五
一				一	一	一	一	一	一	一
一 ・ 五		一 ・ 五	一 ・ 五	一 ・ 五	一 ・ 五	二 ・ 五	一 ・ 五	一 ・ 五	二	一 ・ 五

八六	八五	八四	八三	八二	八一	八〇
ナバ製紙パ ール造製ル グブ業造ブ ラ、業製 ンリグ又造 ドフラは業、 ペアン板 ルイド紙洋	の製原古製紙パ ーク造料紙造製ル グブ業造ブ ラ、業製 ンリグ又造 ドフラは業、 ペアン板 ルイド紙洋	む程ブは料製紙パ ーの製漂と造製ル 工と以業造ブ に離造白し業造ブ 程す外で業製 係解工を脱で業製 る工程行イ古又造 係パも材は業、 も程へうん紙は業 のを前バキを板 るルの又板 もブをは紙洋	の、造料製紙パ ーを次工と造製ル 除項程す業造ブ くににするで業製 。掲係バ古又造 げるル紙は業、 るもブを板 もの製原紙洋	むルさ工ラ製紙パ ー。ブら程フ造製ル に製し、ト業造ブ 係造ク前バで業製 るエラ工ルさ又造 も程フ程ブらは業 のをトの製し板 含バ未造ク紙洋	の、造ク製紙パ ーを次工ラ造製ル 除項程フ業造ブ くににするで業製 。掲係バ未又造 げるル紙は業、 るもブラ板 もの製し紙洋	むルし、ルさ工ラの製ミ製紙パ ー。ブセ前バラ程未造グ造製ル に製ミエラ工ルしをドさエラ業 係造ケ程ブセ含バラ程ンで業製 るエミ未造ケ、ドさ又造 も程カ未造ケ、ブセ前バラは業 のをルさ工ミ又製ミエルし板 舍パラ程カは造グ程ブケ紙洋
—	—	—	—	—	—	—
一・五	二	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五
—	—	—	—	—	—	—
一・五	二	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五

一一四	一一三	一一二	一一一	一一〇	一〇九	一〇八	一〇七	一〇六	一〇五	一〇四
も前号品石の項一製油をま○造化除で九業学くにのへ基づか掲項基げか理確るら番製	除成ク工料中物程学品石くご製程・間製へ工製油。ム造有物造脂化學に製工ブ機、工肪製業学係程ラ顔合程族品で系工及ス料合程びチ製成環中造機確のを合ッ造染式間工化製	もム品石油の製造化學工業系程で合程基に係程にス製	係チ品石油の製造化學工業系程で合程基に係程にス製	に有間品石く造化學の製成環工料式確程・中製	石油の製造化學の製成環工料式確程・中製	に係品石く造化學の製成環工料式確程・中製	石油の製造化學の製成環工料式確程・中製	無機顔料製造業	ソーダ工業	化学肥料製造業
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一・五	二	二	二	一	一	一	一	二	二	一・五
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一・五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	三は三も和をりん五(1)にと料又どぞ及つて触ぞる。二(1)は用又化の五、値第の中物			三は三も和をりん五(1)にと料又どぞ及つて触ぞる。二(1)は用又化の五、値第の中物	四いれ三も和をりん五(1)にと料又どぞ及つて触ぞる。二(1)は用又化の五、値第の中物	〇は(1)は製りん並ハそび三程にん化合(2)(1)あ(1)の及四値び				

一一八	一一七	一一六	一一五	一一四	一一三	一一二	一一〇	一一九	一一八	一一七	一一六	一一五
のへ前面除くに性別するも業	製石けん・合成洗剤	グリセリン・硬脂酸セリ・硬化油製造業	合成繊維製造業	造ちアセトテートのアセトのアセトのセ	レーヨン・アセトのアセトのセ	レーヨン・アセトのアセトのセ	の項一製造業の(整工業番製も前号品	業環式中間物顔料・合製成	製造業コールタール製品	発酵工業メタン誘導品製造	業メタン誘導品製造	造脂肪族系中間物製
一・五	二	二	一	二	二	一	一・五	一	二	一・五	二	一・五
三	三	三	二	三	三	五	三・五	三	三	三	三	一・五
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	二	一・五	一	一・五	一・五	一・五	一・五
						二(1)は製有機の二値は三とすそれ(1)及れびて体	四いれ三も和をりん五(1)にと料又どぞ及つて触ぞる。二(1)は用又化の五、値第の中物					五いれ三も和をりん四(1)にと料又どぞ及つて触ぞる。二(1)は用又化の五、値第の中物

一四七																
石油精製業	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	
号一〇二の項を除く。 前項までに掲げる るから、(1)に及ぶる る。これは(2)に及ぶる る。	イオノン交換樹脂製 造業	化學工業(整理番 号を除く。)	天然樹脂製品・製 造業木	写真感光材料製 造	ゼラチン・接着 剤	化粧品・歯磨・そ の他の化粧用調整 品製造業	香料製造業(前項 に掲げるものを除 く。)	合成香料製造業	農藥製造業	火薬類製造業	動物用医藥品製造 業	生藥・漢方製劑製 造	業	医藥品製剤製造業	印刷インキ製造業	塗料製造業
一	一五	一	一五	一五	二	二	二	二	二	一五	二	一	一	一五	一五	
一五	二五	一五	二五	二五	四	三	四	四	五五	二五	五	三	二五	六	三	
一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
一五	一五	一五	一五	一五	二	一五	二	二	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	





二三二	二三一	二三〇	二二九	二二八	二二七	二二六	二二五	二二四	二二三
され前理番 ないま ものに分 類か	うに則試 う。掲第一 げる条 の機関 を各(い い号規	地 方卸 売市 場	中 央卸 売市 場	と畜 場	死 亡獸 畜取 扱業	産 業廢 棄物 処理 業	廢 油 處 理業	ごみ 處理業	し尿 処理業 (し尿 を除く。 に係る るもの の尿
一		一 五	二 五	四 四	二 二	一 一	一 一	一 一	二
八		四 五	五 五	九 五	四 四	三 三	一 五	一 五	八
一		一 五	二 二	二 二	一 一	一 一	一 一	一 一	一
八		三 三	四 四	三 三	四 五	三 三	一 五	一 五	四
									るそ回あをきを方凝法性嫌 れ及つ処る処法集又硝氣 ぞびて理方理よ処は化性 れ(2)はす法すり理活法硝 四(2)はする高法性化 、の第3度を汚湿法、 三値三もりしがしきえ法酸好 とは欄の(1)に尿で尿したに化氣 す
									五は(2)はする 並びに(1) 三(2)はする 五(1)はする 三の及 す。五値びて

(別表2 略)